

公立幼稚園 預かり保育について

預かり保育の利用について

基本的な保育時間（8:30～14:00）が過ぎても、預かり保育（14:00～18:00まで）としてお子さまをお預かりすることができます。年間利用、月間利用、1日利用とあり、月間利用は前月の20日までに、1日利用は3日前までに所属している幼稚園への申し込みが必要です。

預かり保育料について

預かり保育料は利用形態によって額や納入方法が異なります。

利用形態	預かり保育料	納入方法	備考
年間利用	月額 8,000 円	利用月の翌月 25 日に 口座振替	8 月のみ 月額 11,000 円
月間利用			
1 日利用	日額 1,000 円	利用している幼稚園に 現金支払	月のうち預かり保育料が 月間保育料を超えるときは 月間保育料の額とします

第3子以降のお子さまについて

保護者が現に扶養しているお子さまのうち、第3子以降のお子さまは預かり保育料が無料になります。その場合、以下の書類の提出が必要です。

必要書類

① 預かり保育減免申請書

お問い合わせ先：小豆島町子育て共育課 ☎0879-82-7010

預かり保育の無償化について

保育の必要性を満たす方については預かり保育料の一部が無償化の対象になります。その場合、**利用する月の前月 15 日までに以下の書類の提出が必要です。**

* 15 日が土日祝日にあたる場合はその前日の平日までの受付になります。

* 第 3 子以降のお子さまで「預かり保育減免申請書」を提出いただいた場合は、無償化の対象となるための申請は必要ありません。

□ 必要書類

① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

② 「保育を必要とする理由」を証明する書類

- * 同じ保育施設をきょうだいで利用する場合、②は 1 部（児童名部分はきょうだいの連名を記入）で構いません。
- * お子さまと同居している方、同一番地で生計を同じくする方（中学校卒業～60 歳未満）全員の証明が必要です。
- * 保育を必要とする理由によって提出書類が変わります。詳しくは右記を参照ください。
- * 提出書類の様式は子育て共育課、各幼稚園に設置しており、小豆島町ホームページにも掲載しています。

対象者・無償化の範囲

幼稚園を利用しているお子さまのうち、小豆島町に住所登録をしており、「施設等利用給付認定」（保育の必要性の認定）を受けたお子さまが預かり保育を利用する場合、下記の範囲で無償化の対象となります。

認定区分	年齢	所得制限	月額上限
新 2 号	3 歳児～5 歳児	なし	450 円×利用日数 (11,300 円まで)

認定後の手続き

○年に 1 度保育の必要性の確認を行います

施設等利用給付認定を受けた方については、保育を必要とする理由などについて、1 年に 1 回確認を行います。

○認定の変更について

世帯の状況、保育を必要とする理由など、当初に受けた施設等利用給付認定の内容に変更が生じた場合は、利用している幼稚園、または子育て共育課で手続きをお願いします。

「保育を必要とする理由」を証明する書類について

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、保育を必要とする理由を証明する必要があります。また、理由によって必要書類が異なりますのでご注意ください。ご不明な点は子育て共育課、または所属の幼稚園までお問い合わせください。

□ 保育を必要とする理由と必要書類

保育を必要とする理由	内容	必要書類 * 確認のためその他書類の提出を求めています。(個人事業開始届の写し、ハローワークカードの写しなど)
① 就労	労働することを常態としているため、お子さまの保育ができない場合。ただし、 <u>月 64 時間以上勤務していることが必要</u> です。	[会社員、パートなど] <input type="checkbox"/> 勤務（内定）証明書 [自営業] <input type="checkbox"/> 自営業申立書 [内職] <input type="checkbox"/> 内職等証明書
② 求職活動	求職活動もしくは起業の準備を継続的に行っているため、お子さまの保育ができない場合。 <u>申請後 3 か月以内に就労</u> する必要があります。	[求職活動] <input type="checkbox"/> 求職活動証明書 [起業] <input type="checkbox"/> 求職活動証明書
③ 妊娠・出産	妊娠中、または出産後間もないため、お子さまの保育ができない場合。ただし、 <u>出産予定日の 8 週間前に当たる月の初日～出産日から 8 週間後の翌日が属する月末まで</u> 。	<input type="checkbox"/> 病気・介護（看護）・出産・就学申立書 <input type="checkbox"/> 母子手帳の表紙と出産予定日のわかる面の写し
④ 育児休業	出産前からすでに預かり保育を利用しているお子さまがおり、育児休業中も継続して利用を必要とする場合。ただし、 <u>育児休業の対象となるお子さまが 1 歳になる日に属する月の末日まで</u> 。	<input type="checkbox"/> 育児休業復帰証明書
⑤ 疾病・障害	疾病や負傷、または精神もしくは身体に障害を有しているため、お子さまの保育ができない場合。	<input type="checkbox"/> 病気・介護（看護）・出産・就学申立書 <input type="checkbox"/> 診断書または障害者手帳の写し
⑥ 介護	同居または長期間入院などしている親族を常時介護または看護するため、お子さまの保育ができない場合。	<input type="checkbox"/> 病気・介護（看護）・出産・就学申立書 <input type="checkbox"/> 診断書、障害者手帳または介護保険被保険者証の写し
⑦ 就学・職業訓練	<u>月に 64 時間以上</u> 、学校または就労に必要な資格・技能取得のための施設などに通学・通所しているため、お子さまの保育ができない場合。	<input type="checkbox"/> 病気・介護（看護）・出産・就学申立書 <input type="checkbox"/> 学生証、在学証明書または職業訓練を受講していることがわかる書類の写し
⑧ 災害復旧	火災、風水害、地震その他の災害により、住宅を失ったり破損したりしたため、その復旧の間お子さまの保育ができない場合。	<input type="checkbox"/> 災害証明書または被災証明書
⑨ 虐待・DV	児童虐待を行っているまたは再び行うおそれがあると認められる場合や配偶者からの暴力により、お子さまを保育できない場合。	<input type="checkbox"/> 児童相談所・警察の意見書など事実を証明できる書類